

## 外来医療計画の策定について

### 1 外来医療計画の概要

#### (1) 外来医療計画

- 2019年4月1日施行の改正医療法により、医療計画に外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項「外来医療計画」が追加されることとなった。(第30条の4第2項第10号)
- 都道府県は、2019年度中に外来医療計画を策定。  
[計画期間] 当初：2020年度から4年間、2024年度以降：3年ごとに見直し
- 医師偏在指標と同様、「外来医師偏在指標」を活用し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況を可視化し、外来医師偏在指標の上位33.3%に該当する二次医療圏を、「外来医師多数区域」に設定。
- 都道府県間の外来患者数の流出入が2,000人以上の場合、必要に応じて都道府県間で調整。
- 都道府県は、二次医療圏等ごとに協議の場を設置し、外来医療機能の方針を取りまとめる。
- 外来医師多数区域においては、新規開業希望者に対し外来医療機能の方針について情報提供し、新規開業の届出に際し、初期救急、在宅医療、公衆衛生など地域で不足する外来医療機能を担うことを求める。
- 方針に従わない医療機関等については、都道府県医療審議会に報告し、意見を徴取するなど一定の確認を行う。

#### (2) 医療機器の効率的な活用に係る計画

- 改正医療法では、外来医療計画に、医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項「医療機器の効率的な活用に係る計画」についても盛り込むこととされた。(第30条の18の2第1項第4号)
- 圏域ごとに医療機器の配置状況や保有状況等を可視化し、新規購入希望者に対してこれらの情報を提供しつつ、外来医療に関する協議の場を活用し、医療設備・機器等の共同利用の方針及び具体的な共同利用計画について協議を行う。

### 2 本県の現状

#### (1) 外来患者流出入について

厚生労働省から提供された外来患者流出入データによると、

- ・ 外来患者の本県からの流出は1,099人/日、本県への流入は901人/日であること、
- ・ 都道府県別に見た場合、青森県への流出 438人/日、宮城県からの流入 191人/日が流出入の最大値であること。

#### (2) 外来医師多数区域について

県内二次医療圏ごとの外来医師偏在指標（暫定版）は下表のとおりであり、外来医師多数区域はない見込みであること。

圏域	指標値	順位	圏域	指標値	順位	圏域	指標値	順位
盛岡	99.1	147	両磐	71.4	302	宮古	54.7	333
岩手中部	73.2	299	気仙	64.3	318	久慈	65.0	315
胆江	78.1	267	釜石	78.8	264	二戸	63.5	319

(参考) 外来医師多数区域（暫定版）

東京都区西部 指標値 178.5（1位）～ 神奈川県川崎北部 指標値 103.9（112位）

### 3 計画策定に係る基本的な方針（案）

(1) ガイドラインについて

計画に盛り込む事項、協議の場における協議の内容や進め方等について、国から示された「**外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン**」を参考として計画策定を進めることとする。

(2) 外来患者流出入の調整について

外来患者流出入は、2（1）で示したとおり2,000人未満であることから、**都道府県間の流出入調整は行わない**こととする。（国から提供された流出入データのままとする。）

(3) 計画の内容について

○ **外来医療計画**には、最低限、以下の事項を盛り込むこととされており、本県に外来医師多数区域がない見込みであることを踏まえて内容を検討する。

- ① 外来医師偏在指標を用いた外来医師多数区域の設定
- ② 新規開業者への①等に関する情報提供
  - ・ 二次医療圏ごとの外来医師偏在指標
  - ・ 外来医師多数区域である二次医療圏の情報
  - ・ 医療機関のマッピングに関する情報
- ③ 外来医療に関する協議の場の設置

○ **医療機器の効率的な活用に係る計画**として以下の事項を盛り込むこととされており、今後厚生労働省から提供されるデータ等を踏まえて内容を検討する。

- ① 医療機器の配置状況に関する情報
- ② 医療機器の保有状況等に関する情報
- ③ 区域ごとの共同利用の方針
- ④ 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス

(4) 策定のプロセス

協議の場として、各構想区域の**地域医療構想調整会議**を活用し、関係者から意見を聴くとともに、**県医療審議会（医療計画部会）の意見を聴いて策定**する。

### 4 策定スケジュール（案）

大まかな策定スケジュールは以下のとおり想定

時期	項目
2019年4～10月	都道府県間で患者流出入調整 都道府県間の調整を踏まえ、厚生労働省が外来医師偏在指標（患者流出入調整後）を算出 ※ 確定版は未送付
11～12月	医療審議会（計画部会）開催 各構想区域地域医療構想調整会議開催
2020年1～3月	各構想区域地域医療構想調整会議開催 医療審議会（計画部会）開催 外来医療計画策定・公表

外来医療計画構成案

大項目	小項目	内容
I 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画	1 計画策定の趣旨	○ガイドラインの内容等を踏まえ計画策定の趣旨を記載
	2 計画の期間	○当初：2020年度からの4年間 ○2024年度以降：3年ごとに見直し
	3 外来医師偏在指標	○外来医師偏在指標の考え方 ○都道府県間の患者の流出入調整（調整はしない） ○圏域毎の外来医師偏在指標
	4 外来医師多数区域の設定	○外来医師多数区域に位置付けられる圏域（本県はない見込み）
	5 医療機関の状況	○圏域ごとの医療機関数、マッピング など ○圏域間の患者流出入の状況
	6 協議の場の設置	○各構想区域の地域医療構想調整会議を活用
	7 課題	○外来医師多数区域がない見込みであることを踏まえ、保健医療計画や地域医療構想の内容と整合性を全県共通の課題の記載 ・診療所（かかりつけ医）や病院などの適切な役割分担と連携による切れ目のない医療提供体制の構築 ・病院からの退院時や在宅での急変時における病院と診療所や介護施設との連携など ○各地域医療構想調整会議における意見を踏まえた記載
	8 方針（取組）	○課題を踏まえ全県共通の方針（取組）を記載 ・新規開業希望者等に対する情報の提供など ○各圏域の課題に対しては、地域医療構想調整会議における協議等を踏まえた取組の必要性を記載
II 医療機器の効率的な活用に係る計画	1 医療機器の配置状況・保有状況	○医療機器に有する医療機関のマッピング（対象医療機器：CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ）
	2 共同利用の方針	○医療機関が対象医療機器を購入する場合は共同利用計画を作成すること
	3 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス	○共同利用計画に盛り込む内容について記載